

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

7月9日発行
vol.704

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

三条市からのお知らせ

7月20日(日)投開票

第27回参議院議員通常選挙 不在者投票について

- 期 限 **7月19日(土)**
※土・日曜日も投票できます。
- 時 間 午前8時30分～午後8時
- 場 所 三条市選挙管理委員会事務局
(三条市役所第二庁舎1階101会議室)



目 次

●「みなみそうまトピックス」から

- ・人権に関する標語及び
ミニのぼり旗デザイン画表彰式 -- 2
- ・相馬野馬追ファンガイド発行報 -- 2
- ・令和7年度南相馬市・広野町
パークゴルフ交流会 ----- 3

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 4
- 浪江町 ----- 8
- 双葉町 ----- 17

●東京電力ホールディングス

- ・中間指針第五次追補等を踏まえた
追加賠償の対応状況 ----- 20

7/3

木

人権に関する標語及びミニのぼり旗デザイン画表彰式

7月3日、市役所で、人権に関する標語及びミニのぼり旗デザイン画に係る表彰式を執り行い、入賞者8人へ表彰状を手渡しました。

市民の皆さまに人権への関心を持っていただき、お互いの人権を尊重し合う意識の醸成を目的として、小中学生から募集したもので、小学校8校、中学校6校から計622人にご応募いただきました。



6/25

水

相馬野馬追ファンガイド発行報

6月25日、プロカメラマン・斉藤和記氏が、相馬野馬追写真集「相馬野馬追ファンガイド」(第3号)を発行したことから、市長報告のため、市役所を訪れました。

斉藤氏は、海外のモータースポーツを中心として撮影しているプロカメラマンで、相馬野馬追の写真や、出場者や関係者へのインタビュー、甲冑競馬勝者や御神旗獲得者のプロフィールなどを紹介するガイドブックを令和5年度から作成しています。

「相馬野馬追ファンガイド」は道の駅南相馬やセデッテかしま、銘醸館などで販売しているとのこと。



6/28 (土)

令和7年度南相馬市・広野町パークゴルフ交流会

6月28日(土)に東武パークゴルフ場(南相馬市パークゴルフ場)において、「第5回南相馬市・広野町パークゴルフ交流会」が開催されました。

広野町から41人、南相馬市から72人、計113人が参加し、パークゴルフを通して、南相馬市と広野町の親睦を図り、さらには参加者の健康増進と世代を超えた交流ができました。

広野町からは遠藤町長と杉浦副町長が、南相馬市は門馬市長、常木副市長が参加し、自治体間の交流およびパークゴルフを楽しみました。

主催は南相馬市・広野町パークゴルフ交流会実行委員会





南相馬市からのお知らせ

東日本大震災で被害を受けた方の国民健康保険税の減免

7月9日HP更新

市では、東日本大震災で被害を受けた方の国民健康保険税の減免措置を行っています。

減免の対象要件	減免割合
① 避難指示が解除されていない帰還困難区域の世帯の方	年税額を10/10
② 平成29年1月1日以降に避難指示が解除された区域で、一部負担金等免除が認定されている世帯のうち、被保険者全員の令和6年中の合計所得 注1 が600万円以下の世帯	年税額を10/10
③ 平成28年に避難指示が解除された区域で、一部負担金等免除が認定されている世帯のうち、被保険者全員の令和6年中の合計所得 注1 が600万円以下の世帯	年税額を5/10

注1 被保険者ごとの総所得金額等から基礎控除(43万円)を差し引いた金額の合計

注2 被災の判定は世帯主で行います。**世帯員に被災した方がいても、世帯主が被災していなければ、減免の対象にはなりません。**

注3 上記以外の世帯については、令和7年度からは通常課税となります。

【問い合わせ】

● 国民健康保険税に関すること

総務部 税務課 市民税係

TEL 0244-24-5226

● 国民健康保険の資格に関すること

市民生活部 市民課 保険年金係

TEL 0244-24-5233

問い合わせ

総務部 税務課 市民税係

TEL 0244-24-5226

令和7年度 国民健康保険税の納め方

7月9日HP更新

令和7年度の国民健康保険税の納税通知書を7月16日(水)に送付します。

納期限(口座振替日)は次のとおりですので、納期限までに納付いただきますようお願いいたします。

納期限(口座振替日)一覧

■ 納付書または口座振替の方(普通徴収)

第1期(7月)	7月31日(木)
第2期(8月)	9月 1日(月)
第3期(9月)	9月30日(火)
第4期(10月)	10月31日(金)
第5期(11月)	12月 1日(月)
第6期(12月)	12月25日(木)
第7期(1月)	令和8年 2月 2日(月)
第8期(2月)	令和8年 3月 2日(月)

■ 国民健康保険税の特別徴収(年金からの徴収)

国民健康保険の納税義務者(世帯主)が年金を受給されている場合、国民健康保険税の納付について、納税義務者が納付書により納付する方法(普通徴収)によらず、原則として年金の一部があらかじめ国民健康保険税として差し引きされてから支給される方法(特別徴収)で徴収を行います。

以下の4つの条件すべてに該当する方が対象となります。

1. 世帯主が国民健康保険の被保険者である方
2. 世帯の国民健康保険加入者全員の年齢が、65歳から74歳までである方
3. 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上である方
4. 介護保険料と国民健康保険税の合算額が、特別徴収の対象となる年金額の2分の1を超えていない方

なお、これらの条件を満たさない方は、特別徴収の対象にはならず、普通徴収となります。

次ページへ続きます 

■ 公的年金からの特別徴収が始まる方

普通徴収	第1期	7月31日(木)
	第2期	9月 1日(月)
	第3期	9月30日(火)
特別徴収	10月期	10月15日(水)
	12月期	12月15日(月)
	2月期	令和8年2月13日(金)

納付場所

※ 詳しくは納税通知書をご覧ください。

- 南相馬市役所、小高区役所、鹿島区役所の窓口
- 市の指定する金融機関
- 全国の主なコンビニエンスストア
- 東北6県のゆうちょ銀行・郵便局

【問い合わせ】

● 国民健康保険税に関すること

総務部 税務課 市民税係

TEL 0244-24-5226

● 国民健康保険の資格に関すること

市民生活部 市民課 保険年金係

TEL 0244-24-5233

問い合わせ

総務部 税務課 市民税係

TEL 0244-24-5226

避難指示区域別居住状況(令和7年6月30日現在)

7月8日HP更新

旧避難指示区域内の小高区および原町区の居住人口は、令和7年5月31日現在で4,339人となり、同区域内の住民登録人口(6,640人)に占める居住率は65.3パーセントになりました。

▶ 旧避難指示区域内の住民登録人口と居住人口の推移(令和7年6月30日現在)

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/11/kyojyujinnkousui_070630.pdf



▶ 避難指示区域別の世帯数と人口(令和7年6月30日現在)

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/11/kyojyujinnkou_070630.pdf



問い合わせ

復興企画部 被災者支援課

TEL 0244-24-5223



みなみそうまチャンネル



電話でのお問合せ
TEL:0244-26-5663

<http://www.minamisoma.tv/channel/>

または  YouTube ライブ配信

<https://youtu.be/C6nEBjP7SOY>



今週の番組

番組内容 [7/4~7/11]

- 毎時 00分～ オープニング&今週の番組
 01分～ 政府広報オンライン「戸籍へのフリガナ記載篇」／
 令和7年 相馬野馬追～火の祭～
 13分～ 第83回 相馬野馬追振興 春季競馬大会
 46分～ 南相馬市カーシェアリング実証事業 オープニングセレモニー
 55分～ エブリバディ体操 骨盤体操
 56分～ サマースクラッチキャンペーンのお知らせ
 58分～ 医療・介護保険の減免についてのお知らせ
 59分～ 7月休日当番医／リクエストアワー





浪江町からのお知らせ

【着手前の申請が必須です】危険ブロック塀等撤去支援事業補助金

7月7日HP更新

町では、地震による道路に面する危険ブロック塀等の倒壊被害を未然に防止し、町民生活の安全と安心を確保するため、危険ブロック塀等の撤去に要する経費に対し、補助金を交付します。

▶ 危険ブロック塀等撤去支援事業補助金のご案内[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/23213.pdf>



▶ 浪江町危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/23044.pdf>



対象となる危険ブロック等

コンクリートブロック造、れんが造その他これらに類する構造の塀および門柱のうち、道路等(※)に面し、かつ道路等の路面から高さが80センチメートル以上で、傾斜、ひび割れなどがあり、倒壊するおそれがある状態のものをいう。

※ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路その他一般交通の用に供されている道をいう。

危険ブロック塀等の撤去

危険ブロック塀等の基礎までを含めまたは基礎以外の部分を解体し撤去することをいう。

補助金額

対象工事に係る経費の3分の2以内かつ、10万円を上限とする。なお、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

受付期限

11月28日(金)

※ 予算額に達した場合、期間内であっても募集を締め切らせていただく場合があります。

次ページへ続きます

申請方法

次の書類を揃え、工事着手前に必ず、窓口または郵送で申請してください。

■ 申請に必要な書類

1. 危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付申請書 [PDF]
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/23045.pdf>
2. 付近見取図
3. 対象工事を示す図面または仕様の分かる資料
4. 対象工事着工前の写真
5. 対象工事に係る見積書の写し
6. 町税等の未納がないことを証する書類(有効期限は申請日から3カ月以内)
7. 預金通帳の写し(氏名のカナ表記、金融機関名、支店名、口座番号がわかるもの)



■ 実績報告・請求に必要な書類

1. 危険ブロック塀等撤去支援事業補助金実績報告書 [PDF]
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/23046.pdf>
2. 補助事業費に係る領収書の写し
3. 対象工事後の状況を確認することができる写真
4. 危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付請求書 [PDF]
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/23047.pdf>



【申請先】

浪江町役場 住宅水道課 住宅係

TEL 0240-34-0232



戸籍に氏名の振り仮名が記載されます

【更新】

7月1日HP更新

令和5年6月2日、戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号。以下「改正法」）が成立し、同月9日に公布されました。

これまで、氏名の振り仮名は戸籍の記載事項とされていませんでしたが、この改正法の施行により、新たに氏名の振り仮名が戸籍に記載され、公証されることになりました。

改正法は令和7年5月26日に施行されます。

1 戸籍に記載する予定の振り仮名の通知

令和7年5月26日以降、本籍地の市区町村長から、戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名に関する通知が順次発送されます。

●浪江町に本籍がある方については、7月上旬に通知を発送する予定です。

通知書が届きましたら、**記載された氏名の振り仮名を必ずご確認ください**。

特に、「ヤ・ユ・ヨ・ツ」などの小文字が大文字になっている**可能性**があります。

2 氏名の振り仮名の届出

■通知された氏名の振り仮名が日常使用している振り仮名と同じ場合

届出は不要

令和8年5月26日以降順次戸籍に記載されます。ただし、**振り仮名が記載された戸籍証明書や住民票の写しを早期に取得する必要がある場合は、届出をすることが可能**です。

■通知された氏名の振り仮名が日常使用している読み方と異なる場合

届出は必要

令和8年5月25日までに必ず届出を行ってください。

次ページへ続きます 

3 届出をすることができる人について

「氏の振り仮名の届出」と「名の振り仮名の届出」は、それぞれ届出をすることができる人が異なります。

■ 氏の振り仮名の届出の届出人について

原則として戸籍の筆頭者が単独で届け出ます。

筆頭者が除籍されている場合は、その配偶者、その配偶者も除籍されている場合は、その子が届出人となります。

■ 名の振り仮名の届出の届出人について

戸籍に記載されている人がそれぞれ届出人となります。

ただし、15歳未満の場合は、いずれかの親権者や法定代理人が届出人となります。

4 届出方法について

■ マイナポータルを利用して届出をする

氏名の振り仮名の届出は、マイナポータルの利用を推奨しています。

原則としてオンラインで届出が完了するため便利です。

ご利用の際は、マイナンバーカードの暗証番号の入力が必要となります。

▶ オンライン届出について（法務省ホームページ）

https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/flow_online.html



■ 届出様式を使用して届出をする

届書様式を使用して、お近くの市区町村窓口で届出する方法や、本籍地市区町村に郵送で届出する方法があります。

※ 浪江町に届出をする場合の届出先は、住民課住民係となります。

県内の津島支所および各出張所には届出できませんのでご注意ください。

▶ 氏の振り仮名の届 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22870.pdf>



▶ 氏の振り仮名の届（記入例） [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/23161.pdf>



次ページへ続きます 

▶ 名の振り仮名の届 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22871.pdf>



● 18歳以上の本人または15歳以上18歳未満で本人が届出する場合の記入例

▶ 名の振り仮名の届 (記入例) [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/23164.pdf>



● 15歳未満または15歳以上18歳未満で、親権者が届出する場合の記入例

▶ 名の振り仮名の届 (記入例) [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/23168.pdf>



5 戸籍に記載する氏名の振り仮名について

戸籍に記載する氏名の振り仮名については、「氏名として用いられる文字の読み方として一般的にみとめられているもの」に限られています。

ただし、一般の読み方以外の読み方を日常的に使用している場合には、現にその読み方を使用していることを証する資料(パスポートや預金通帳など)を氏名の振り仮名の届書に添付して届出することができます。

■ 認められない振り仮名

- 漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方(例:高をヒクシ)
- 読み違い、書き間違いかどうか判然としない読み方(例:太郎をジロウ、サブロウ)
- 漢字の意味や読み方との関連性を、およそまたは全く認めることができない読み方(例:太郎をジョージ、マイケル)

など、社会を混乱させるもの。

6 市区町村長による振り仮名の記載(令和8年5月26日以降)

令和7年5月26日から1年以内に届出がなかった場合、市区町村長の職権で、通知された氏名の振り仮名が戸籍に記載されます。

なお、市区町村長の職権で記載された振り仮名は、1度に限り変更することが可能です。

※ 1度でも氏名の届出した振り仮名を変更する場合は、家庭裁判所の許可が必要となります。

次ページへ続きます 

7 戸籍に氏名の振り仮名が記載されるメリット

● 行政のデジタル化の推進のための基盤整備

行政機関等が保有する氏名の情報の多くは漢字で表記されていますが、同じ漢字でもさまざまな字体があるほか、外字が使用されている場合には、データベース化の作業が複雑で、特定の者の検索に時間を要していたところ、氏名の振り仮名が戸籍上一意に特定されることで、データベース上の検索などの処理が容易になり、誤りを防ぐことができます。

● 本人確認資料としての利用

氏名の振り仮名が戸籍に記載されることにより、住民票の写しやマイナンバーカードにも記載できるようになり、本人確認資料として用いることができるようになるほか、正確に氏名を呼称することが可能な場面が多くなります。

マイナンバーカードへの記載は令和8年6月頃(施行日未定)を予定しております。

● 各種規制の潜脱防止

金融機関等において氏名の振り仮名が本人確認のために利用されている場合があるところ、複数の振り仮名を使用して別人を装い、各種規制を潜脱しようとするケースがありましたが、氏名の振り仮名が戸籍上一意に特定されることで、このような行為を防止することができます。

8 詐欺にご注意ください

振り仮名の届出に当たって、法務省や市区町村に金銭を支払うよう要求することはありません。

◆ 届出に手数料はかかりません

通知された振り仮名が誤っている場合は届け出る必要がありますが、この振り仮名の届出に手数料はかかりません。

◆ 届出しなくても罰則はありません

届出をしなかったとしても、罰則や罰金はありません。

▶ 「法務省 戸籍にフリガナが記載されます」

<https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html>



▶ 「総務省 住民票等への氏名の振り仮名の記載について」

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/shimei_hurigana.html



▶ 「消費者庁 戸籍の振り仮名の届出に関連する詐欺にご注意ください」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_040



津島地区の復興状況

7月7日HP更新

平成23年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所の事故により、町内全域に避難指示が出されました。

浪江町内は、平成25年4月に空間放射線量が低い順に、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域が指定され、津島地区は全域で帰還困難に指定され避難指示が継続していましたが、平成29年12月に一部が特定復興再生拠点区域に設定され、国による除染、インフラ復旧を進め、令和5年3月31日に避難指示が解除されました。

また、令和5年6月には福島復興再生特別措置法が改正され、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域外において、避難指示を解除し、住民の帰還・居住を可能とする「特定帰還居住区域」を設定できる制度が創設され、「特定帰還居住区域復興再生計画」を国に申請し、令和6年1月に計画の認定を受けました。本計画に基づき、令和6年度から除染とインフラ整備を進め、早期避難指示解除を目指します。

▶ 津島地区の復興状況 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/23215.pdf>



問い合わせ

津島支所

TEL 0240-36-2111

第9回福島第一廃炉国際フォーラム

7月2日HP更新

8月3日(日)、4日(月)、福島第一廃炉と未来について語り合う「第9回福島第一廃炉国際フォーラム」が葛尾村、いわき市でそれぞれ開催されます。参加費無料、事前登録制です。

申し込みはこちらから

▶ 第9回福島第一廃炉国際フォーラム

<https://ndf-forum.com/>



【葛尾村開催】地元の皆様と考える1F廃炉

- テーマ 1F廃炉と地域の未来を考える
- 日 時 8月3日(日)午後1時45分～5時5分(午後0時30分開場)
- 会 場 葛尾村立葛尾中学校体育館

【いわき市開催】技術専門家と考える1F廃炉

- テーマ 大規模エンジニアリングを支える作業安全
- 日 時 8月4日(月)午前11時～午後4時45分(午前10時開場)
- 会 場 いわき芸術文化交流館 いわきアリオス中劇場

【問い合わせ先】

第9回 福島第一廃炉国際フォーラム事務局

TEL 050-9014-8423 (平日午前10時～午後5時)

浪江町民の居住状況(令和7年6月30日現在)

平成23年3月11日に浪江町に住民票があった方について、都道府県別、県内市町村別の居住状況をお知らせいたします。

【都道府県別】(福島県外)

都道府県	人 数	前月比	都道府県	人 数	前月比
北海道	54	△1	京都府	32	
青森県	40		大阪府	68	
岩手県	31		兵庫県	21	
宮城県	899	△4	奈良県	5	
秋田県	32		和歌山県	-	
山形県	104		鳥取県	1	
茨城県	918	△1	島根県	5	
栃木県	441	+1	岡山県	24	
群馬県	129		広島県	8	
埼玉県	634		山口県	1	
千葉県	548	+6	徳島県	1	
東京都	832	+3	香川県	4	
神奈川県	409		愛媛県	6	
新潟県	265		高知県	4	
富山県	15		福岡県	20	
石川県	19		佐賀県	4	
福井県	6	△1	長崎県	12	
山梨県	32		熊本県	6	
長野県	52		大分県	5	
岐阜県	17		宮崎県	10	
静岡県	62		鹿児島県	8	
愛知県	37	+1	沖縄県	21	
三重県	7		国外	12	
滋賀県	8		合計	5,869	+4

【福島県内市町村別】

市町村	人 数	前月比	市町村	人 数	前月比
福島市	2,095	△9	会津坂下町	19	
会津若松市	164	△2	会津美里町	10	
郡山市	1,522	+1	西郷村	96	+1
いわき市	2,885	△3	泉崎村	7	
白河市	233	△2	中島村	2	
須賀川市	151	+1	矢吹町	37	
喜多方市	16		棚倉町	5	
相馬市	375	△2	塙町	1	
二本松市	845	△2	石川町	6	
田村市	62		古殿町	1	
南相馬市	1,765	△5	三春町	62	
伊達市	104	△2	小野町	13	
本宮市	430	△1	広野町	37	△3
桑折町	106	△4	檜葉町	25	
国見町	23		富岡町	36	
川俣町	43		川内村	8	
大玉村	162	△5	大熊町	11	
鏡石町	5		浪江町	1,477	+10
天栄村	1		葛尾村	6	
南会津町	6		新地町	79	
北塩原村	2		飯舘村	2	
西会津町	3		県内	1	
磐梯町	3		合計	12,959	△27
猪苗代町	17				

総数	18,828	△23
----	--------	-----

問い合わせ

住民課 住民係

TEL 0240-34-0230



双葉町からのお知らせ

双葉町民の避難状況(令和7年6月30日現在)

この避難状況は、平成23年3月11日現在の人口から、死亡者を除き、震災以降の転出者および転入者(令和4年8月30日の特定復興再生拠点区域避難指示解除後の新規転入者を除く)、出生者を含むものであり、現在、町として支援対象となる人口の避難状況を表しています。

* 所在不明者:1人

* 死亡者:1,311人(うち災害関連死亡者(令和7年6月30日現在):181人)

【都道府県別】(福島県外)

都道府県	人 数	前月比	都道府県	人 数	前月比
北海道	8		京都府	10	
青森県	15		大阪府	9	
岩手県	9		兵庫県	4	
宮城県	247		奈良県	1	
秋田県	12		和歌山県	-	
山形県	13		鳥取県	1	
茨城県	425	△1	島根県	12	
栃木県	145		岡山県	3	
群馬県	41		広島県	4	
埼玉県	720	△1	山口県	3	
千葉県	154	+1	徳島県	-	
東京都	367	△1	香川県	-	
神奈川県	171		愛媛県	5	
新潟県	113		高知県	-	
富山県	8		福岡県	11	
石川県	16		佐賀県	2	
福井県	2		長崎県	5	
山梨県	14		熊本県	1	
長野県	12		大分県	4	
岐阜県	7		宮崎県	4	
静岡県	28		鹿児島県	12	
愛知県	11		沖縄県	2	△1
三重県	1		国外	6	
滋賀県	1		合計	2,639	△3

【福島県内市町村別】

市町村	人 数	前月比	市町村	人 数	前月比
福島市	221		西郷村	29	
会津若松市	35		泉崎村	8	
郡山市	557	△1	中島村	2	
いわき市	1,970	△1	矢吹町	25	
白河市	158	△1	棚倉町	11	
須賀川市	59		塙町	7	
喜多方市	6		石川町	1	
相馬市	50	△1	平田村	4	
二本松市	23	+2	三春町	28	
田村市	15		小野町	-	
南相馬市	252	+1	広野町	30	
伊達市	12		檜葉町	19	
本宮市	37		富岡町	16	
桑折町	4		川内村	3	
川俣町	1		大熊町	16	+1
大玉村	10	△2	双葉町	82	+1
鏡石町	15		浪江町	9	
天栄村	3		新地町	6	
下郷町	2		合計	3,745	△1
只見町	2				
南会津町	-				
猪苗代町	4				
会津坂下町	11				
会津美里町	2				

総数

6,384

△4

問い合わせ

戸籍税務課

TEL 0240-33-0132

双葉町内モニタリングポストの測定結果について(令和7年7月測定)

7月7日HP更新

原子力規制庁では町内に設置したモニタリングポストの測定結果を公表しています。

その中で町内の公共施設および各地区集会所に設置されたモニタリングポストの測定値を見やすくまとめたものを掲載します。

測定値は令和7年7月1日のものです。

全体的に令和7年3月14日と比較して大きな変動はなく推移しています。

(単位: $\mu\text{Sv/時}$)

地区	地点	測定日				
		平成24年 4月1日	令和3年 11月28日	令和7年 1月1日	令和7年 3月14日	令和7年 7月1日
新山	第一分団屯所	—	0.34	調整中	0.13	0.14
新山	新山公民館	—	0.15	0.13	0.13	0.13
新山	旧双葉町歴史民俗資料館	—	0.16	0.16	0.17	0.16
新山	旧双葉南小学校	—	0.16	調整中	0.16	0.16
新山	旧双葉中学校	—	0.16	0.18	調整中	調整中
新山	県立双葉高等学校	—	0.18	0.18	0.18	0.18
新山	中央公園	—	0.19	0.20	0.20	0.20
新山	国道6号線高万迫地内	—	—	0.62	0.63	0.65
下条	双葉総合公園	2.60	0.54	0.48	0.46	0.48
下条	旧双葉町役場	—	0.18	0.19	0.17	0.18
郡山	郡山公民館	1.48	0.29	0.24	0.24	0.24
細谷	旧細谷公民館	—	0.29	調整中	調整中	0.24
三字	旧三字公民館	2.53	0.14	0.13	0.12	調整中
山田	山田農村広場	24.47	3.08	2.73	2.55	2.61
石熊	石熊公民館	12.10	1.44	1.40	1.35	1.32
長塚	双葉町体育館跡地	6.25	0.44	0.25	0.27	調整中
長塚	旧長塚二公民館	3.26	0.20	0.16	0.15	0.17
長塚	旧双葉町青年婦人会館	—	1.21	調整中	0.99	1.02
長塚	町西住宅跡地	—	0.17	調整中	0.14	0.15
長塚	JAふたば北部営農センター	—	0.98	調整中	0.86	0.95
長塚	旧双葉北小学校	—	0.30	0.29	0.33	0.33
長塚	旧ふたば幼稚園	—	1.04	調整中	0.89	0.94
長塚	双葉駅北側駐車場	—	0.26	0.24	0.26	0.25
長塚	旧双葉町児童館跡地	—	0.18	0.14	0.14	0.14
羽鳥	上羽鳥	1.89	0.23	0.26	0.25	0.25
羽鳥	旧羽鳥公民館	1.73	0.34	0.32	0.31	0.31
寺松	旧寺松公民館	3.46	0.72	0.58	0.57	0.61
渋川	渋川公民館	1.48	0.32	0.27	0.28	0.30
鴻草	北部コミュニティセンター	4.30	0.51	0.44	0.43	0.46
両竹	旧両竹公民館	0.54	0.07	0.06	0.06	0.06
中田	旧中田公民館	0.77	0.15	0.13	0.13	0.13
浜野	双葉町産業交流センター	—	0.04	0.04	0.04	0.04

※「旧双葉中学校」は解体等のため当面の間測定を休止いたします。

問い合わせ

住民生活課

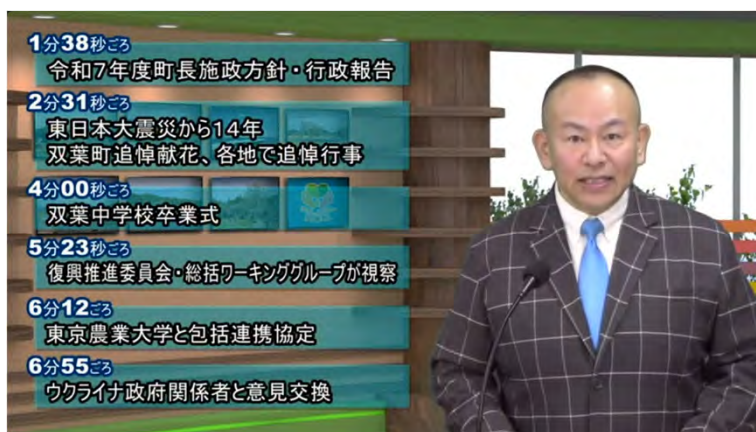
TEL 0240-33-0126

広報ふたばダイジェスト 2025年4月号

7月2日公開

- 1:38 令和7年度町長施政方針・行政報告
- 2:31 東日本大震災から14年 双葉町追悼献花、各地で追悼行事
- 4:00 双葉中学校卒業式
- 5:23 復興推進委員会・総括ワーキンググループが視察
- 6:21 京農業大学と包括連携協定
- 6:55 ウクライナ政府関係者と意見交換会
- 8:17 情報ピックアップ
- 11:20 町民皆さんの情報・活動
- 13:11 ふたば健康だより
- 15:27 ふるさと絆通信

▶ https://youtu.be/STY_SV9BNII



ふたばへGO GWイベント

6月27日公開

4月26日から5月5日の間、F-BICC双葉町産業交流センターで開催された「ふたばへGO GWイベント」の様子をお届けします。

▶ <https://youtu.be/71DIguVAllg>



中間指針第五次追補等を踏まえた 追加賠償の対応状況

7月2日

東京電力ホールディングス株式会社
福島原子力補償相談室

<追加賠償の対象者:約148万人>

①追加賠償のご請求書発送・ウェブ請求受付状況 6月30日現在
()内は5月30日現在

	累計	
ご請求書発送・ウェブ請求受付	約141万人 ※1	(約141万人)
(内訳) ご請求書発送受付	約121万人	(約121万人)
ウェブ請求受付	約20万人	(約20万人)

※1: 四捨五入により内訳の合計と一致しない場合があります。

②追加賠償のご請求・お支払い実績 6月30日現在 ()内は5月30日現在

	累計	
ご請求受付人数	約136万人	(約136万人) ※2
お支払い完了人数※3	約135万人	(約135万人)

※2: ウェブ請求の方を含む。

※3: お支払い予定の方を含む。

避難先住所等の届出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。あわせて、避難元自治体への連絡もお願いします。

- ・転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・家族構成が変わった
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している 世帯数と人数(2025.7.9現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	12	30
原町区	3	3
南相馬市 計	15	33
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
合 計	22	51

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511